Ⅳ　経営諸指標

1．利益率

（単位：%）

項　　目	令和６年度	令和７年度	増　　減
総資産経常利益率	0.27	0.25	△ 0.02
資本経常利益率	3.21	3.04	△ 0.17
総資産当期純利益率	0.21	0.13	△ 0.08
資本当期純利益率	2.56	1.59	△ 0.97

（注）１．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
２．資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
３．総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
４．資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2．貯貸率・貯証率

（単位：%）

区　　分		令和６年度	令和７年度	増　　減
貯貸率	期　　末	14.09	14.49	0.40
	期中平均	14.41	14.41	0.00
貯証率	期　　末	3.14	3.14	0.00
	期中平均	3.22	3.15	△ 0.07

（注）１．貯貸率（期　　末）＝貸出金残高／貯金残高×100
２．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
３．貯証率（期　　末）＝有価証券残高／貯金残高×100
４．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

Ⅴ　自己資本の充実の状況

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、%）

項　　目	令和６年度	令和７年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,481,911	9,466,726
うち、出資金及び資本準備金の額	6,732,233	6,584,022
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	3,134,664	3,229,907
うち、外部流出予定額　（△）	56,516	31,265
うち、上記以外に該当するものの額	△ 328,470	△ 315,938
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	41,491	29,362
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	41,491	29,362
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	9,523,402	9,496,088
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6,295	6,083
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6,295	6,083

項　　目	令和６年度	令和７年度
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	6,295	6,083
自己資本		
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）	9,517,107	9,490,005
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	55,225,839	55,955,828
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	1,224,218	1,259,519
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	56,450,057	57,215,347
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.85	16.58

（注）１．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

２．当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するＩＬＭについては、告示第250条第１項第３号に基づき「1」を使用しています。

３．当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2．自己資本の充実度に関する事項

（1）信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

区　　分	令和６年度			令和７年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×４%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×４%
現金	1,524,217	－	－	1,641,516	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,781,238	－	－	3,650,018	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	70,064,021	14,012,804	560,512	69,410,861	13,882,172	555,287
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,627	4,627	185	5,019	4,935	197
（うち、特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,753,252	1,300,214	52,008	2,227,467	1,770,066	70,802
（うち、トランザクター向け）	480	216	9	1,050	473	19
不動産関連向け	2,172,131	758,070	30,323	2,115,611	738,993	29,560
（うち、自己居住用不動産等向け）	2,172,131	758,070	30,323	2,115,611	738,993	29,560
（うち、賃貸用不動産向け）	－	－	－	－	－	－
（うち、事業用不動産関連向け）	－	－	－	－	－	－
（うち、その他不動産関連向け）	－	－	－	－	－	－
（うち、ADC向け）	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	526,026	294,508	11,780	447,928	238,579	9,543
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	47,445	12,898	516	37,045	7,150	286
取立未済手形	11,539	2,308	92	15,035	3,007	120
信用保証協会等による保証付	5,905,208	584,856	23,394	6,087,058	603,595	24,144
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	657,241	657,241	26,290	657,338	854,539	34,182
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
上記以外	23,689,307	37,598,313	1,503,933	23,966,790	37,852,792	1,514,112
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	8,976,105	22,440,263	897,611	8,976,105	22,440,263	897,611
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	296,565	741,414	29,657	281,230	703,074	28,123
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,416,637	14,416,637	576,665	14,709,455	14,709,455	588,378
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
（うちルックスルー方式）	－	－	－	－	－	－
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー計	110,136,252	55,225,839	2,209,033	110,261,686	55,955,828	2,238,233
ＣＶＡリスク相当額÷８%（簡便法）	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	110,136,252	55,225,839	2,209,033	110,261,686	55,955,828	2,238,233
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×４%		マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×４%	
	－	－		－	－	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×４%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×４%	
	1,224,218	48,969		1,259,519	50,381	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×４%		リスク・アセット等（分母）合計 a	所要自己資本額 b=a×４%	
	56,450,057	2,258,002		57,215,347	2,288,614	

（2）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の概要

（単位：千円）

項　　目	令和６年度	令和７年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,224,218	1,259,519
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	48,969	50,381
ＢＩ	816,145	839,679
ＢＩＣ	97,937	100,761

1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4．「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5．オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するＩＬＭは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3．信用リスクに関する事項

（1）標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

㈠　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ)
株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ's)
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（Ｓ＆Ｐ）
フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ)

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

㈡　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

（2）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

区分		令和６年度				令和７年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
地域別残高計	国内	110,136,252	13,514,606	3,012,256	573,471	110,261,686	13,920,191	3,012,256	484,973
	国外	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		110,136,252	13,514,606	3,012,256	573,471	110,261,686	13,920,191	3,012,256	484,973
法人	農業	648,597	639,215	－	23,869	775,960	766,519	－	23,989
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	79,051,665	2,531,000	－	－	78,402,001	2,531,000	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	51,536	50,970	－	566	45,306	44,637	－	669
	日本国政府・地方公共団体	3,565,004	552,747	3,012,256	－	3,476,199	463,943	3,012,256	－
	上記以外	829,413	165,853	－	6,910	817,753	155,579	－	4,836
個人		9,751,086	9,574,821	－	542,126	10,110,659	9,958,513	－	455,479
その他		16,238,951	－	－	－	16,633,808	－	－	－
業種別残高計		110,136,252	13,514,606	3,012,256	573,471	110,261,686	13,920,191	3,012,256	484,973
残存期間別残高計	１年以下	70,509,139	445,117	－		69,779,898	369,036	－	
	１年超３年以下	868,285	868,285	－		811,207	811,207	－	
	３年超５年以下	1,398,228	1,398,228	－		1,223,584	1,223,584	－	
	５年超７年以下	882,514	882,514	－		983,057	983,057	－	
	７年超10年以下	1,523,797	1,523,797	－		2,529,060	1,525,816	1,003,244	
	10年超	10,989,571	7,977,315	3,012,256		10,588,284	8,579,272	2,009,012	
	期限の定めのないもの	23,964,718	419,350	－		24,346,596	428,219	－	
残存期間別残高計		110,136,252	13,514,606	3,012,256		110,261,686	13,920,191	3,012,256	

（注）１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

４．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（3）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区分	令和６年度					令和７年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	51,960	41,491		51,960	41,491	41,491	29,362		41,491	29,362
個別貸倒引当金	352,877	340,607	－	352,877	340,607	340,607	299,851	21,304	319,303	299,851

（注）個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

（4）業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区分		令和６年度						令和７年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		352,877	340,607	－	352,877	340,607		340,607	299,851	21,304	319,303	299,851	△631
国外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		352,877	340,607	－	352,877	340,607		340,607	299,851	21,304	319,303	299,851	△631
法人	農業	17,595	9,219	－	17,595	9,219	－	9,219	9,272	－	9,219	9,272	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食・サービス業	746	566	－	746	566	－	566	669	－	566	669	－
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	6,910	－	－	6,910	－	6,910	4,836	－	6,910	4,836	－
個人		334,536	323,912	－	334,536	323,912	－	323,912	285,074	21,304	302,608	285,074	△631
業種別計		352,877	340,607	－	352,877	340,607	－	340,607	299,851	21,304	319,303	299,851	△631

（5）信用リスク・アセット残高内訳表

【令和６年度】　　（単位：千円）

項　　目	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,524,217	－	1,524,217	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	3,781,238	－	3,781,238	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	70,064,021	－	70,064,021	－	14,012,804	20
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	4,627	－	4,627	－	4,627	100
（うち、特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,734,878	183,742	1,696,589	18,374	1,300,214	76
（うち、トランザクター向け）	45	－	4,800	－	480	216	45
不動産関連向け	20～150	2,172,131	－	2,165,915	－	758,070	35
（うち、自己居住用不動産等向け）	20～75	2,172,131	－	2,165,915	－	758,070	35
（うち、賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－
（うち、事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うち、その他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うち、ADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	219,917	825	219,917	49	294,508	134
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	12,898	－	12,898	－	12,898	100
取立未済手形	20	11,539	－	11,539	－	2,308	20
信用保証協会等による保証付	0～10	5,905,208	－	5,848,558	－	584,856	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－			
株式等	250～400	657,241	－	657,241	－	657,241	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	23,689,307	－	23,689,307	－	37,598,313	159
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	8,976,105	－	8,976,105	－	22,440,263	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	296,565	－	296,565	－	741,414	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	14,416,637	－	14,416,637	－	14,416,637	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	55,225,839	－

【令和７年度】

（単位：千円）

項　　目	リスク・ウェイト（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,641,516	－	1,641,516	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	3,650,018	－	3,650,018	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	69,410,861	－	69,410,861	－	13,882,172	20
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	5,019	－	4,935	－	4,935	100
（うち、特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,205,666	218,008	2,181,234	21,801	1,770,066	80
（うち、トランザクター向け）	45	－	10,500	－	1,050	473	45
不動産関連向け	20～150	2,115,611	－	2,111,408	－	738,993	35
（うち、自己居住用不動産等向け）	20～75	2,115,611	－	2,111,408	－	738,993	35
（うち、賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－
（うち、事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うち、その他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うち、ADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	177,923	500	177,913	50	238,579	134
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	7,150	－	7,150	－	7,150	100
取立未済手形	20	15,035	－	15,035	－	3,007	20
信用保証協会等による保証付	0～10	6,087,058	－	6,035,942	－	603,595	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	657,338	－	657,338	－	854,539	130
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	23,966,790		23,966,790	－	37,852,792	158
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	8,976,105	－	8,976,105	－	22,440,263	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	281,230	－	281,230	－	703,074	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	14,709,455	－	14,709,455	－	14,709,455	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	55,955,828	－

（6）ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和６年度】

（単位：百万円）

項　　目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,781	－	－	－	－	－	－	3,781					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	70,064	－	－	－	－	－	－	－	70,064				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	5	－	－	－	5			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－							
株式等	－	－	657	－	－	657							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	1,405	121	188	1,715								
（うちトランザクター向け）	1	－	－	－	1								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	2,166	－	－	－	－	－	－	0	2,166
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－						
	60%	その他	合計										
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向けうちADC向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	31	9	180	0	220								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	13	－	－	13								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,524	－	－	－	－	1,524							
取立未済手形	－	－	12	－	－	12							
信用保証協会等による保証付	－	5,845	0	－	3	5,848							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－							

【令和７年度】

（単位：百万円）

項　　目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	3,650	－	－	－	－	－	－	3,650
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	69,411	－	－	－	－	－	－	－	69,411
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	5	－	－	－	5
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	657	－	－	657

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	1,533	491	178	2,203
（うちトランザクター向け）	1	－	－	－	1

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	2,111	－	－	－	－	－	－	0	2,111

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－

	60%	その他	合計
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	－	－	－

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向けうちADC向け	－	－	－	－

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	27	3	148	0	178
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	7	－	－	7

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	1,642	－	－	－	－	1,642
取立未済手形	－	－	15	－	－	15
信用保証協会等による保証付	－	6,033	0	－	3	6,036
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－

（7）資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和６年度				令和７年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額および与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	83,523,481	－	－	83,435,991	82,960,020	－	－	82,890,691
40%～70%	30,648	5,138	10%	31,128	26,870	10,500	10	27,920
75%	1,401,436	160,042	10%	1,405,203	1,523,980	189,572	10	1,532,711
80%	－	－	－	－	－	0	11	0
85%	143,683	－	－	142,714	147,296	－	－	147,296
90%～100%	148,106	1,500	10%	147,948	506,491	0	10	506,310
105%～130%	－	－	－	－	－	－	－	－
150%	179,632	448	10%	179,677	148,034	500	10	148,083
250%	657,241	－	－	657,240	657,338	－	－	657,338
400%	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	3,688	17,439	10%	5,282	3,166	17,936	10	4,853
合　計	86,087,915	184,567	10%	86,005,183	85,973,195	218,508	10	85,915,202

４．信用リスク削減手法に関する事項

（１）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク･ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

（2）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　　分	令和６年度			令和７年度		
	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保　証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
法人向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	40,486	－	－	25,911	－	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
合　　計	40,486	－	－	25,911	－	－

（注）１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

２．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更正債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

３．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７．ＣＶＡリスクに関する事項

該当する取引はありません。

８．マーケット・リスクに関する事項

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

９．オペレーショナル・リスクに関する事項

（１）リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

①オペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を定め、その有効性について監事監査や内部監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

②事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

③システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損害を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、系統組織と連携し、システムの万一の災害・障害等に備えています。

（２）ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

（３）ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

（４）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

（５）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

10．出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

（１）出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

（2）出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

区　　分	令和６年度		令和７年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	－	－	－	－
非　上　場	7,102,346	7,102,346	7,102,443	7,102,443
合　　計	7,102,346	7,102,346	7,102,443	7,102,443

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

（3）出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

（4）貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

（5）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

（1）金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理要領」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、余裕金運用会議のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかか

る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
　流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
　流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
　流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。
・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
　該当ありません。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明
　リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点
　特段ありません。

（２）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク

項番		⊿EVE		⊿NII	
		令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
1	上方パラレルシフト	－	－	178	165
2	下方パラレルシフト	－	128	－	－
3	スティープ化	143	70		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	－	－		
6	短期金利低下	198	141		
7	最大値	198	141	178	165
		令和６年度		令和７年度	
8	自己資本の額	9,517		9,490	